

# 第10回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 議事録（概要）

日	時	令和2年2月27日（木） 10:00～12:10
場	所	朝日振興センター 2階ホール
出席者		別紙名簿のとおり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span>

## 内容

### ※出席者

構成員：22名（19団体）、事務局：4名、一般（傍聴）：3名

### 1. 会長（只見町長）挨拶

本日の会議のメインは、国道289号八十里越の開通に伴う影響と対策になる。支援委員会にこのことを議論いただき、答申をいただいた。国道289号八十里越は、地域の重要な道路として期待される一方で、その開設・開通に伴う自然環境、野生動物、さらには入会慣行をはじめとした住民の生活にも大きな影響を及ぼす可能性がある。我々は、自然と人間活動の調和を目指す国際モデル地域であるユネスコエコパークを推進する立場として、国道289号八十里越の課題についても積極的に取り組み、ユネスコエコパークにふさわしい道路開通を目指したい。そのことが世界のより良いモデルとして発信され、この地域の住民の方々の自信や誇りになり、さらには地域の発展につながっていくだろうと信じている

### 2. 報告事項

(1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会からの答申（国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策）について 資料4、資料5

只見BR支援委員会委員長 崎尾均 氏より、答申書の内容について説明。

<質疑応答>

明和地区区長連絡協議会：P15の入会権について、入山規制や採取をやめてもらうよう言える法的な根拠があるか知りたい。

崎尾氏：国有林の中のものを探るのは基本的に違法、民有林も個人のものであるため、法的には現行犯逮捕できるが、取締りはやり方を考えなければ中々難しいところがある。

南会津支署：すべてパトロールできているわけではないので中々取締りは難しい。

(2) 日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）の活動報告について

JBRN 大会（R1, 7/24）東京都開催：議案への承認について報告。資料6 P. 39

JBRNWG（R2, 1/31-2/1）次回 JBRN 大会の開催予定等について報告。資料9 P. 67

(3) 只見ユネスコエコパークホームページのリニューアルについて

R1, 9月にリニューアル。各構成員が実施しているBRの活動についても掲載可能であることを報告。資料10 P. 69

(4) 只見ユネスコエコパークの推進のための行動計画書の中見直しについて

(5) 滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について 資料12 P. 71

（電源開発株式会社 東日本支店田子倉電力所より説明）

（会長）このような大きな開発等については、情報を共有する事が大切である。「只見町の野生動植物を保護する条例」を遵守の上実施いただくようお願いしたい。

（田子倉電力所）了解した。

(6) その他

只見区区長連絡協議会：BRの事業等について、推進協議会の予算等はあるのか。事業予算等。

事務局：会則P.2第9条にある通り、推進協議会の運営に必要な経費は、町が負担する。」とあり、協議会運営費は只見町が用意している。只見ユネスコエコパークの推進のための行動計画書については只見ユネスコエコパーク管理運営計画に基づき只見町が策定した行動計画となる。行動計画はこの管理運営計画に基づき各構成員で策定されることを期待している。したがって、只見ユネスコエコパークの推進のための行動計画書にある事業に係る予算は、只見町の予算ということになる。

### 3. 協議事項

(1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会からの答申（国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策）に対する今後の取扱いについて

※答申書今後の取扱いについて（事務局提案）

（前提）

協議会会則第 7 条の 5「協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。」とあるため、本答申にある事項についても協議会は尊重して扱うこととなる。

（具体方針）

- ①各課題について、各構成員で取り組めるものを示す
- ②協議会として取り組めるものを示す
- ③各構成員、協議会で解決できないものは関係機関へ要望を行う

南会津建設事務所：構成員の中で、課題を検討していく。道路事業で対応できる課題について、各関係者にご協力いただきながら対応していきたい。また、この課題検討については、提出締切り等のスケジュールはあるのか。また進捗の管理は事務局で行うのか。

事務局：次回会議（7 月開催予定）までに検討いただきお示しいただきたい。進捗管理についても、事務局で連絡を取りあい進めていきたい。

南会津支署：森林生態系保護地域、保護林等について有識者に意見伺いながら管理している。融雪剤の影響などについても意見が寄せられており森林管理署でも関心を持っている。そうした情報があれば共有いただきたい。

南会西部漁協：豪雪地帯であるため、除雪の雪出し場等について、河川などへも影響があるのではないかと。除雪に関しての考え等は支援委員会ではなかったか。

支援委員会：そうした意見は出なかった。豪雪地帯であるため、除雪で雪を飛ばすくらいでは、周囲への影響は少ないと考えられる。また、スノーシェッドも多く作られ、除雪区間も解らなかつたことから協議には上がらなかつた。推進協議会より検討の必要があるということであれば、検討していく。

事務局：道路の管理・運用の部分になるので、答申書にもあるように今後の検討課題との認識である。

南会西部漁協：河川の中に構造物が残っているが、設計でも撤去が前提なのではないか。

建設事務所：設計上で定められている撤去については実施している。河床の洗掘により構造物が露出したと考えられる。今後、長岡国道事務所と打合せの上対応の必要があるか協議していきたい。

会 長：事務局から示された方針でもって進めていくということによろしいでしょうか。

構成員：（異議なし）→事務局の提案した方針で今後調整を行う。

(2) 令和元年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組みについて別紙 資料 13P. 73 のとおり令和元年度の取組について報告

(3) 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の再任について

事務局：2020 年 3 月 31 日に任期を終える委員の方について再任することによろしいか。

構成員：異議無し（拍手にて承認）

(4) 魚族（在来魚）保護と生態系保全の為の外来魚（ブラックバス）駆除について資料 15

伊北漁協：このことについて、補助を頂きたい。

事務局：外来魚の駆除については、大変苦労されている。只見町の農林建設課や県の補助金を活用いただいているかと思うが、さらなる対応、補助が必要であれば、組合の収支を確認の上、農林建設課と協議を進めていただきたい。

伊北漁協：了解した。

(5) 日本有数のブナ林を活用した継続的な「うたごえ」活動と、集落・地域の活性化を目指す取り組みを通じて、只見の自然を内外に広く発信する取り組みについて 資料 16

明和区区長連絡協議会：町の地域づくり交付金を申請してみたい。

- (6) 大規模な環境改変をともなう開発行為、公共事業に関する BR としての取り組みの提案について 資料 17  
事務局：(日本 MAB 計画支援委員会欠席のため、事務局より代読)  
会長：日本 MAB 計画支援委員会欠席のため意見交換できないが、様々な事業の実施においては只見町の野生動物を保護する条例」を遵守の上実施いただくようお願いしたい。
- (7) その他  
無し

#### 4. 承認事項

只見BRのロゴマーク使用申請について 資料 19p. 135 参照、  
事務局：只見ユネスコエコパークロゴマークは使用にあたっては使用申請書を提出いただき、規定に合致すれば使用いただいている。今年度はここまで 4 件の申請があり、いずれも使用許可することで事務局で処理している。これらの事務処理に問題ないか確認いただきたい。  
構成員：異議無し (拍手にて承認)

#### 5. その他

無し

#### 6. 閉会